

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分には、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度北谷町一般会計歳入歳出予算における社会保障施策に要する経費への充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 297,501 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 5,130,136 千円

（単位：千円）

事業名		令和2年度 予算額 (人件費を除く。)	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	1,298,037	881,602	59,139	357,296
	老人福祉費	110,883	84,296	3,776	22,811
	児童福祉費	2,297,927	1,824,589	67,220	406,118
	小計	3,706,847	2,790,487	130,135	786,225
社会保険	国民健康保険事業 (繰出金)	479,488	154,443	46,161	278,884
	介護保険事業 (繰出金)	293,658	0	41,703	251,955
	後期高齢者医療事業 (繰出金)	241,832	33,452	29,593	178,787
	小計	1,014,978	187,895	117,457	709,626
保健衛生	保健衛生費	408,311	56,873	49,909	301,529
	小計	408,311	56,873	49,909	301,529
合計		5,130,136	3,035,255	297,501	1,797,380